

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会応急援護見舞要綱

(目的)

第1条 この内規は、暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象または、火事、爆発その他これに類する事故から生ずる被害(以下「災害」という。)による被災者に対し、見舞金その他の物資を贈ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 会長は、市内に災害があったときは、被災者に対し、予算の範囲内で見舞金その他の物資を贈るものとする。

(応急援護の措置)

第3条 災害による被災者の応急援護は、災害発生後すみやかに行わなければならない。

(災害の確認)

第4条 災害の程度の確認は、青梅市長が、青梅市災害見舞金条例に基づき認定したものをもって確認する。

(範囲及び見舞金の額)

第5条 見舞金を贈る範囲及び額は、次のとおりとする。

(1) 家屋が全壊、全焼または流出したとき。

1世帯について20,000円以内

(2) 家屋が半壊、半焼または床上浸水(土砂のたい積等により一時的に使用することができない状態となったものを含む)

1世帯について10,000円以内

(その他の応急援護)

第6条 会長は、その必要があると認めるときは、寄付物品等の在庫に応じてこれを応急援護物資として贈ることができる。

付 則

この内規は、昭和52年11月1日から施行する。

付 則

この内規は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、昭和63年7月1日から施行する。